

八尾市産業振興会議規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、八尾市中小企業地域経済振興基本条例（平成23年八尾市条例第15号）第9条第5項の規定に基づき、八尾市産業振興会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

**第2条** 会議に、座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により定める。

2 座長は、会務を統括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第4条** 座長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(書面等による審議)

**第5条** 座長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(部会)

**第6条** 座長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員の中から座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が部会の委員（学識経験者に限る。）の中から指名する。
- 4 部会長は、会務を統括し、部会における審議状況及びその結果を会議に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前3条の規定は、部会について準用する。

（庶務）

**第7条** 会議の庶務は、魅力創造部産業政策課において処理する。

（委任）

**第8条** この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

#### 附 則（令和2年8月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（1）～（38）（略）

（39）八尾市産業振興会議規則

（40）～（51）（略）

#### 附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（発令）

60 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって当該課係長として発令されたものとみなす。

61 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。

62 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属

すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属		新所属	
人権文化ふれあい部	人権政策課	人権ふれあい部	人権政策課
〃	桂人権コミュニティセンター	〃	桂人権コミュニティセンター
〃	安中人権コミュニティセンター	〃	安中人権コミュニティセンター
〃	コミュニティ政策推進課	〃	コミュニティ政策推進課
〃	龍華出張所	〃	龍華出張所
〃	久宝寺出張所	〃	久宝寺出張所
〃	西郡出張所	〃	西郡出張所
〃	大正出張所	〃	大正出張所
〃	山本出張所	〃	山本出張所
〃	竹渕出張所	〃	竹渕出張所
〃	南高安出張所	〃	南高安出張所
〃	高安出張所	〃	高安出張所
〃	曙川出張所	〃	曙川出張所
〃	志紀出張所	〃	志紀出張所
〃	市民課	〃	市民課
地域福祉部	地域福祉政策課	健康福祉部	地域共生推進課
〃	福祉指導監査課	〃	福祉指導監査課
〃	生活福祉課	〃	生活福祉課
〃	高齢介護課	〃	高齢介護課
〃	障害福祉課	〃	障害福祉課
健康まちづくり部	健康保険課	〃	健康保険課
〃	保健企画課	〃	保健企画課
〃	保健衛生課	〃	保健衛生課
〃	保健予防課	〃	保健予防課

〃	健康推進課	〃	健康推進課
こども未来部	こども政策課	こども若者部	こども若者政策課
〃	子育て支援課	〃	こども総合支援課
〃	こども施設課	〃	こども施設運営課
経済環境部	産業政策課	魅力創造部	産業政策課
〃	労働支援課	〃	労働支援課
〃	環境保全課	環境部	環境保全課
〃	資源循環課	〃	循環型社会推進課
〃	環境事業課	〃	環境事業課
〃	環境施設課	〃	環境施設課
都市整備部	下水道経営企画課	下水道部	下水道経営企画課
〃	下水道管理課	〃	下水道管理課
〃	下水道整備課	〃	下水道整備課